別表六の二㈢の次に次の一表を加える。

別表六の二（三）付表一　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第１項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二（三）付表一　各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

各連結法人における試験研究費の額	1	円	特別試験研究費対象割合 (別表六の二(五)「3」)／(別表六の二(五)「1」)	4	
各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2		各連結法人の特別試験研究費対象金額 (別表六の二(五)付表「1」)×(4)	5	円
当期税額控除額 (別表六の二(三)「14」)	3		各連結法人の差引試験研究費の額 (1)－(5)	6	
試験研究費の総額に係る当期控除額の個別帰属額 (3)×(6)／各連結法人の(6)の合計				7	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）